

高山村水田農業ビジョン

1 目的

本村は果樹栽培主体の農山村であり、稲作はその傍らの小区画のほ場で自家消費米を耕作している農家がほとんどを占めている。

米穀の生産調整は、食糧法においても米穀の需給の均衡を図るための重要な手段として位置付けており、依然として米穀の潜在的な生産力が需要を大きく上回っている状況下においては、今後とも引き続き実施していく必要がある。

本村においては、生産者の高齢化・婦女子化の進行とともに、山間傾斜地等の条件不利地域を多く抱え、生産調整推進上の課題が多いものの、米の需給及び価格の安定を基本としつつ需給状況に配慮した米の用途別の生産と転作を通じて地域保全景観の維持するため、推進協議会において地域住民に施策の詳細を開示し、合意形成を図るものとする。また、生産者の自主性に配慮した、生産者・生産団体の主体的な取組みを基礎として、多様な水田営農と水田利用の展開。効率的な生産単位の形成による生産性の向上、面積的・資質向上を重点に適正な米づくりと転作を積極的に推進する。助成制度を利用した独自の米づくり・転作対応や他市町村との地域間調整を推進し、本村の実情に則した産地づくりの確立を図る。

2 対象地域

上高井郡 高山村

3 地域水田農業の改革の基本的な方向

(1) 地域農業の特性

本村の水田は、標高450mから900mの山間地に1haから10ha程度の水田郡が点在しており、果樹栽培を主体とした取組みで永年性の作物転換が年々増加してきた。しかしながら本村の水田の60%を占める中山間地域において直接支払制度の実施地区では、近年は増加が抑制されている。また、兼業農家の増加、農業従事者の高齢化・婦女子化により地域の実情に応じて、水稲と転作作物との合理的な組合せによる安定的で収益性の高い農業経営をめざして集落の話し合いを通じた土地利用計画を策定し、地域ぐるみで実施している。地域農業が果樹主体のため水田農業での効率的な生産が得られず、転作作物の生産性の向上に不可欠な連担団地化・大規模機械化が困難になっている。

水稲耕作者のほとんどは、兼業で果樹栽培の傍ら自家消費米を生産しているが、生産者の約1割が地元の農協に販売しているのが現状である。

(2) 作物振興及び水田利用の将来方向

山間地の水田特性であるきれいな水や環境を生かした安全で安心な米づくりの展開をはかり米の販売の有利化を進めるとともに地域特性にあった転作作物の展開と有害鳥獣等の被害を受けにくい転作作物の栽培を展開し、農業生産の安定と農地の保全による景観等の地域環境整備を含んだ有効的な水田利用を生産者および関連団体が一体となった水田農業経営を図る。

取り組みとしては次に挙げる。

- ・本村の水田で生産された米、そばの消費宣伝・需要拡大による地産地消の推進。
- ・消費者への本村農産物のPRの推進。(19年度 地域限定パッケージ製作の調査研究等)
- ・標高差による地域特性にあった農作物の適地適作への転換作物の普及と推進により、支持される産地づくりを目指す。(そばの出荷率の向上)
- ・既存の自然と既設事業の資源循環型農業を融合させた環境保全型農業の推進
- ・従来から奨励作物として取り組んでいる「そば」、標高の高い水田地帯では「花卉(りんどう・ユリ)」、長期転作が可能な水田にあっては「アスパラガス」としたい。

生産・販売方針は、市場流通を基本としつつ、消費者・需要者の多様なニーズに対応した米穀及び転作作物の生産・加工・流通を進める。村独自のパッケージ作成の研究や消費イベント等の広告宣伝、地域の特性を活かした産地直送や宅配・地場流通・学校給食など多様な流通の展開、「環境保全型農業」を実践して安全で安心な農作物づくりによる高付加価値化の推進を図る。

(3)担い手の明確化と育成の将来方向

水田農業の中核となる経営体の育成を図るとともに、これらの経営体を中心に多様な農業者の役割分担により、効率的な水田農業が展開できるよう生産組織の育成と農地流動化等による農地利用集積の推進を図るものとする。

担い手の明確化

本村は中核的農業生産者を認定農業者と位置付け、各種支援強化策を図っている。具体的には、農業経営基盤強化促進法に基づき地域の实情にあった地域農業の担い手として、水田を所有している認定農業者あるいは利用権設定や農作業受託している農業者が生産している面積が50a(認定農業者は30a)以上を対象とする。

担い手の育成

意欲的に農業経営に取り組もうとする農業生産者の経営基盤の整備、経営体質の強化を支援する。

- ア 効率的な経営展開の基礎となる土地基盤整備や施設・機械の導入を支援するとともに、補助労働力や地域での調整を行なう体制の整備を推進する。
- イ 経営管理能力の向上や休日体制・給料制の定着など企業の経営の確立に向けた取組みを支援するとともに、制度資金を活用した経営基盤の強化と経営規模の拡大を推進する。
- ウ 農地の流動化と一体的に基盤整備を推進するとともに、農業委員会の農地利用調整活動や農地保有合理化法人の活動を強化し、経営体へ農地の利用集積や集団化を推進する。

生産組織の育成

将来ともに地域農業の中核となる専業農家を中心に受託組織を育成し、集落による水稲及び転作作物の高効率な生産を図る。

- ア 水田転作や水稲及び転作作物の作業受託等を積極的に推進するとともに、意欲ある専業農家を中心とした集落による受託組織の育成を図る。
- イ 転作作物に応じて、農協、集落、協同利用施設等を単位とした、品種の統一、集団的栽培・団地化を促進し、組織的な作業が可能な体制を整備するとともに、防除や野菜育苗等の特定作業の受託に対応する部分作業受託組織を育成推進する。
- ウ 市町村、農業委員会及び農業団体等の支援・指導のもとに農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用改善団体や地域農業集団の育成を通じ、農作業・農用地の効率的利用を積極的に推進する。

4 実施すべき生産技術

稲作・転作を通じた水田営農における生産性の向上を図るためには、地域の実情に即した作業単位の大型化、経営規模の拡大を促進するほか、生産技術の改善、優良品種の活用等による単位当たりの収穫量の増加、省力的栽培技術の導入、高性能機械、施設の効率的利用による作業体系の改善が必要であるため、農協組織、普及組織による生産技術指導を積極的に行なう。

5 具体的な目標

適正な転作の実施を図るとともに、生産性の高い水田農業経営を推進するため、指導推進体制の整備を行なうとともに、地域の実情に即した排水対策、土地基盤の整備、高性能機械、近代化施設の導入等積極的に各種補助事業の活用を図る。又、転作農家への生産技術指導・転作作物を含めた生産流通対策の拡充等諸条件の整備と併せ指導推進体制の強化を図る。

(1) 作物生産及びその販売目標

生産目標 (H18 当初)

(単位: ha)

作物名	品種名	平成 18 年度現況		平成 19 年度計画		平成 21 年度目標	
		面積 ha	生産量	面積 ha	生産量	面積 ha	生産量
水稲		97.0	574 t	106.0	599.6 t	106.0	599.6 t
	計	97.0	574 t	106.0	599.6 t	106.0	599.6 t
そば		13.0	7.0 t	13.0	7.3 t	14.0	7.8 t
	計	13.0	7.0 t	13.0	7.3 t	14.0	7.8 t
アスパラ		4.0	10 t	4.2	10.5 t	4.5	11.2 t
	計	4.0	10 t	4.2	10.5 t	4.5	11.2 t
りんどう		0.4	27 千本	0.6	144 千本	0.7	168 千本
	計	0.4	27 千本	0.6	144 千本	0.7	168 千本
ゆり		1.2	216 千本	1.5	270 千本	1.8	324 千本
	計	1.2	216 千本	1.5	270 千本	1.8	324 千本
合	計	115.6		125.3		127.0	

販売目標

作物名	品種名	平成18年度 現況	平成 19 年度 計画	平成 21 年度 目標	備 考
水稲		80.0 t	100.0 t	100.0 t	
	計	80.0 t	100.0 t	100.0 t	
そば		0.3 t	0.5 t	1.0 t	
	計	0.3 t	0.5 t	1.0 t	
アスパラ		2.9 t	3.0 t	3.2 t	
	計	2.9 t	3.0 t	3.2 t	
りんどう		83 千本	84 千本	86 千本	
	計	83 千本	84 千本	86 千本	
ゆり		154 千本	177 千本	187 千本	
	計	154 千本	177 千本	187 千本	

(2)担い手の明確化・育成及び担い手への土地利用集積の目標

担い手の明確化及び育成目標

(単位：経営体数)

区分	営農類型	平成18年度現況	平成19年度計画	平成21年度目標
個別経営体	全類型	75人	78人	80人
組織経営体				

担い手への土地利用集積の目標

農地の流動化と一体的に基盤整備を推進し、農業委員会の農地利用調整活動や農地保有合理化法人の活動の強化を図り、経営体へ農地の利用集積や集団化を推進する。

6 地域水田農業ビジョン実現のための手段

(1)産地づくり推進交付金(産地づくり対策)の活用方法

本村の農業振興は従来から果樹栽培主体の政策を講じてきた。このことにより主に労働力は果樹栽培に傾き、他の農作物あるいは生産調整による転換作物に補助労働力を注ぎ込むには困難を来すことが推測される。また、現在高齢化等による離農者が増え、水田を含めた農地の荒廃化が進んでいることから、農地保全的な支援策、労力補完も考慮し、また耕作放棄地の発生を未然に防ぎ、水田の持つ多面的機能が維持されるような助成体系の内容としたい。

また、地元高山村産米の消費拡大を推進するため、イベントにおいて宣伝活動を実施する経費としても活用したい。

用途区分	対象区域	対象作物	対象者	交付単価	取り組み事項
高山村産のそばの消費宣伝・需要拡大に助成	協議会	そば供給拡大	耕作者	300円/kg	そばによる転作を促進するとともに、低労力で栽培が可能なそばの作付を拡大させる。そばを栽培し、出荷した農家に対して助成する。
振興作物等への転作に助成【従来型】	協議会	アスパラ ユリ リンドウ	耕作者	5,000円/10a	既存に水田に転作されている対象作物の面積に応じて助成する。
振興作物等への転作に助成【新規新植型】	協議会	アスパラ ユリ	耕作者	100,000円/10a	水田に新たに対象作物を作付けした面積に応じて助成する。
担い手育成支援	協議会	50a(認定農業者は30a)以上集積した耕作者	耕作者	20,000円/10a	水田を土地利用集積した担い手への支援
高山村産の米の消費宣伝・需要拡大に助成	協議会	販売イベント、地域米パッケージ作成研究	協議会		米を販売促進イベント等に係る費用
協議会運営費	協議会	協議会運営費	協議会		事務費

(2) その他の事業の活用

下記に示した産地づくり交付金以外の関連事業の各要件に合致した場合は、別紙担い手リストに載っている者や関連事業の助成対象者要件に合致する者に助成することができる。

- ・ 品目横断的経営安定対策
- ・ 稲作構造改革促進事業、担い手集積加算事業
 - * 稲作構造改革促進交付金については、産地づくり事業に融通せず、米価下落対策に活用するものとする。なお、担い手集積加算交付金については、産地づくり事業に融通してビジョン実現のために担い手育成に活用するものとする。
- ・ 集荷円滑化対策
- ・ 産地づくり特別加算事業

7 稲作構造改革促進事業

品目横断的経営安定化対策に加入していない生産調整に取り組む者に米価下落等の影響の緩和を目的とした補てんを行うことができる。ただし、品目横断的経営安定対策（収入減少影響緩和対策）の補てん水準である減収の9割を超えない範囲とする。

8 担い手の明確化

本村の担い手については、農業経営基盤強化促進法第12条第1項の規定により農業経営改善計画の認定を受けた者で、高山村認定農業者連絡協議会規約により認定農業者名簿に登録され、かつ水田を所有している農業者あるいは利用権設定や農作業受託を行っている認定農業者や作付面積が50a（認定農業者は30a）以上の農業者とする。なお、手順については、認定農業者連絡協議会の事業に添い担い手の確保に努める。

別添資料（担い手リスト）